

【原案】

28 西都都第 一 号
平成 28 年一月一日大和ハウス工業株式会社 武蔵野支店
支配人 坂井 純一 殿

西東京市長 丸山 浩一

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 8 日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会の意見を踏まえ、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	平成 28 年 7 月 8 日
事 業 者	東京都小金井市緑町二丁目 1 番 34 号 大和ハウス工業株式会社 武蔵野支店 支配人 坂井 淳一
開発事業の目的	戸建住宅の建設
開発区域の所在地	西東京市ひばりが丘三丁目 1616 番 47
開発区域の面積	14,503.75 m ²
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、実施計画においては規定に沿って公共施設を整備されたい。 2 開発事業を実施するにあたり事業に伴って生じる公害（西東京市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。）を防止するための措置を講じられたい。 3 建設工事の車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように対策を講じられたい。 4 今後、計画を実施するにあたり近隣住民に対し十分な周知を行い、説明会等を行い丁寧な対応を図られたい。 5 宅地造成工事完了後、戸建て住宅を建築される際は、建築物の色彩、緑化面積の確保等については、都市計画ひばりが丘地区地区計画の規定に基づくと共に、事業区域東側の歩道状空地の整備については、接続する道路との調和及び歩行者の安全対策等に配慮するよう努められたい。	